

日野市訓令第 11 号

庁 中 一 般  
支 所  
事 業 所

日野市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のよう  
に定める。

令和 8 年 6 月 30 日

日野市長 古賀 壮志



日野市事務決裁規程の一部を改正する訓令

日野市事務決裁規程（令和3年訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第19条第4項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

別表市民部（市民窓口課・七生支所・市民税課・資産税課・納税課・保険年金課）の部  
中

|    |  |   |   |  |
|----|--|---|---|--|
| 収納 |  | (1) 延滞金の免除<br>(2) 納税の啓蒙宣伝計画<br>(3) 滞納処分 | (1) 徴収の嘱託<br>(2) 徴収の猶予<br>(3) 繰上徴収<br>(4) 差押事前通知及び催告状等の発行<br>(5) 交付要求<br>(6) 換価の猶予<br>(7) 納税の啓蒙宣伝の実施<br>(8) 過誤納還付金・返還金の処理<br>(9) 督促状の発行 |  |
|----|--|---|---|--|

を

|                                    |  |  |   |  |
|------------------------------------|--|--|---|--|
| 市税、都民税、森林環境税及び後期高齢者医療保険料の収納、徴収及び還付 |  |  | (1) 滞納整理その他の滞納処分（主管係長決裁とするものを除く。）<br>(2) 地方税法施行規則（昭和29年総理府第23号）第1条の7に規定する徴収又は延滞金の減免に関する処分<br>(3) 徴収の嘱託及び受託<br>(4) 納税意識の高揚 | (1) 督促<br>(2) 催告<br>(3) 交付要求<br>(4) 換価代金等の配当<br>(5) 債務の承認の受理 |
|------------------------------------|--|--|---|--|

に改める。

付 則

この訓令は、公布の日から施行し、この訓令による改正後の日野市事務決裁規程の規定は、令和8年4月1日から適用する。